

デサント健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者等の年収について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「年収」が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

◎健康保険法における自営業者等の年収については、『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。)

※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」(具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等)

◎収入から直接的必要経費を差し引いた残りの額が130万円未満(60歳以上の方または障害者は180万円未満)でも、1人(身内も含む)でも従業員を雇っている者は、被扶養者として認定できません。従って、給料賃金・雇人費が経費計上されている場合は扶養認定できません。

また、経営状態の悪化等、収入減少が一時的なものであれば扶養認定できません。過去数年間の収入から、現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行います。

廃業した自営業者については、廃業届の写をご提出ください。事業休業の場合は、直近の確定申告書から判定した収入が基準を満たす場合にのみ認定します。(給与所得者の退職証明のように第三者に収入がなくなったことを証明してもらうことが難しい為)

【当組合が認める直接的必要経費一覧】

デサント健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております。(詳細は以下参照)「収支内訳書」の「収入金額」から「直接的必要経費」として認められる額を差し引いて、収入を計算することになります。

一覧表に記載されていない経費等については、状況に応じて別途判断させていただきます。

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「△」・・・条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費

「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

※認定可否が「○」となっている経費は、原則その裏づけとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。

※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出してください。

※収支内訳書等の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に扱います。

【一般所得用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	/	給与賃金・雇人費が経費計上されている場合は、扶養認定できません。
外注公費	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、「直接的必要経費申告書」にて自己申告し、その内容を裏づけする書類(※)を添付いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。※領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小終点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。その場合は、「直接的必要経費申告書」をご提出ください。

利子割引料	×	
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(少数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。その場合は、「直接的必要経費申告書」をご提出ください。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。
通 信 費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小終点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。その場合は、「直接的必要経費申告書」をご提出ください。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修 繕 費	○	
消 耗 品 費	△	用途(事業用、自宅用)が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めません。デサント健康保険組合より用途が混在されているかどうかを確認させていただく場合がございますので、混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にてご申告ください。ご申告がなかった場合は、全額直接的必要経費として認めることはできません。
福利厚生費	×	
雑 費	△	原則、認定しません。ただし、「事業用」のものが含まれる場合は、「直接的必要経費申告書」にて自己申告し、その内容を裏づけする書類(※)を添付いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。※領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)

【不動産所得用】

科 目	認定可否	備 考
給 料 賃 金	△	給与賃金・雇入費が経費計上されている場合は、扶養認定できません。
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、「直接的必要経費申告書」にて自己申告し、その内容を裏づけする書類(※)を添付いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。※領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸 倒 金	×	
地 代 家 賃	×	
借入金利子	×	
租 税 公 課	×	
損害保険料	×	
修 繕 費	○	
雑 費	△	原則、認定しません。ただし、「事業用」のものが含まれる場合は、「直接的必要経費申告書」にて自己申告し、その内容を裏づけする書類(※)を添付いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。※領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)